

住民監査請求（広告事業者公募）について（概要）

平成 23 年 2 月 9 日付けで提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求とならない旨請求人に通知しました。（却下）

1 請求の要旨

平成 22 年 12 月 27 日結果発表の大阪駅前地下道の広告事業者公募における採点方式の選定について、金額項目とそれ以外の項目の採点基準が異なる。金額項目のみ [0 点～満点] 方式を採用しているの、公募前の「公募は金額だけでは決めない。道標プラン等との総合評価で行う」という建設局の説明趣旨からはずれ、ほとんど金額の多少のみで判定される結果になっている。その方式が公募時に公開されなかった。[0 点～満点] 方式であれば、3 社の応募があつて、それぞれの差が 1 円であつた場合、2 円の差で 0 点と満点になる。2 社しか応募がなかったときは、金額差が少額であっても下位者は 0 点となるから、金額以外の項目での挽回がほとんど不可能となり、実質的に「総合評価」ではなくなる。本公募における採点方式は不適切と考える。

同公募の書類受付において、入札金額記入用紙が書類チェックという理由で複数の職員の目にふれる状態にあつた。当組合は、建設局の公募担当者から、不備をチェックするという理由で受付初日に提出するように指導され、それに従つた。入札金額が記入された用紙も他の提出書類といっしょにファイルに綴じる方式だつた。金額が記入された用紙を厳封するなどの方式にせず、情報漏れが起こる可能性は完全に排除されていなかった。情報漏れを防ぐ努力を怠つた。金額が見えていなかったらという思いは残る。金額記入用紙は最後にいっせいに提出する方法か、厳封する方法をとってもらいたかつた。

金額項目採点方式は価値の比較を行う際にきわめて合理性に欠けるものであり、また、異なる評価の尺度を混在させることで総合評価の原則を一方向的に崩した。このような方式しか考え出すことができなかつた複数の選定委員に対して、市が報酬を支払うこと自体、公金の不適正使用にあたり、大阪市並びに大阪市民に損害を与えている。公明正大で、論理的かつ合理的説得性があるはずの市の行政に対する信頼感が大きく損なわれた。

金額項目を [0 点～満点] 方式ではない別の合理的な方式で計算しなおし、再審査してほしい。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

- ・住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであり、また、普通地方公共団体の住民に対し自己の法律上の利益にかかわりあいのない住民としての資格に基づき、監査委員に対し監査その他一定の必要な措置を講ずべきことを請求することを認めたものである。
- ・地方公共団体が締結する契約に関する入札については、機会均等、公正性、透明性等が重要であることは言うまでもないところ、請求人は、「総合評価で行う」と言いながら「ほとんど金額の多少のみで判定される結果になって」おり、「採点方式は不適切と考える」など、選定方法に問題があるとして請求に及んだと思われるが、その一方で、入札にあつたの提出書類の取扱いについて、「金額が見えていなかったらという思いは残る」と記載するなど、自らが事業予定者に選定されなかったことを受けての請求ではないかということも考えられる。
- ・とりわけ、「金額項目を [0 点～満点] 方式ではない別の合理的な方式で計算しなおし、再審査」することを求めていることなどからして、請求人は、入札結果の開示により、提案金額以外の項目が自らにとって優位であつたことが明らかになった後において、金額項目の採点方式を改めた再審査を求めているものと見ることができる。
- ・そうすると、仮に請求人が事業予定者に選定されていたならば、本件請求がなされていたか、疑問が

ないとは言えず、少なくとも住民全体の利益を確保する見地や、自己の法律上の利益にかかわりあいのない住民としての資格に基づき、住民監査請求に及んだとは考えられず、そもそも本件請求は法第242条にいう住民監査請求にはあたらないと判断する。

- なお、請求人が「合理性に欠ける」採点方式を採用したとして、広告事業予定者選定委員に対する報酬を不適正な公金の支出であるとする点については、請求人は前記のような事情のもとに、ことさら支出を問題にして請求に及んだと考えられるが、このこと自体、住民監査請求制度の趣旨・目的にそぐわない側面もあることが否定できず、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。